

京都市告示第65号

平成15年京都市告示第435号（身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準）を次のように改めましたので告示します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額の算定に関する基準

- 1 指定施設支援（身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。）を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額は、身体障害者については別表第1により算定した額とし、身体障害者の扶養義務者については別表第2により算定した額とする。ただし、身体障害者が病院若しくは診療所へ入院した場合又は身体障害者（入所による指定施設支援を受けている者に限る。）が外泊を認められた場合においては、当該期間中は算定しないものとし、身体障害者が月の途中で入所し又は退所した場合においては、当該月については、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\text{別表第1又は別表第2により算定した額} \times \frac{\text{当該月の入所日以降又は退所日以前の日数}}{\text{当該月の日数}}$$

- 2 前号の規定により身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 前2号の規定にかかわらず、福祉事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合の利用者負担の額を、前2号の規定による額の範囲内において、

別に定めることができる。

- (1) 身体障害者及びその扶養義務者の属する世帯の収入認定額から前2号の規定による額を差し引いた額が、その世帯の生活保護法による最低生活費の基準額以下である場合
- (2) 身体障害者若しくはその扶養義務者又はこれらの者と同居する親族が病気にかかり、又はその資産に災害を受け、その他やむを得ない事情により、前2号の規定による額の全部又は一部を負担することができないと所長が認める場合

別表第1

対象収入額等による階層区分		負担基準月額 (円)	
		入所	通所
1	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者	0	0
2	(1 の場合を除き, 対象収入額の区分が次の額の者) 270,000 円以下	0	0
3	270,001 円以上 280,000 円以下	1,000	500
4	280,001 円以上 300,000 円以下	1,800	900
5	300,001 円以上 320,000 円以下	3,400	1,700
6	320,001 円以上 340,000 円以下	4,700	2,300
7	340,001 円以上 360,000 円以下	5,800	2,900
8	360,001 円以上 380,000 円以下	7,500	3,700
9	380,001 円以上 400,000 円以下	9,100	4,500
10	400,001 円以上 420,000 円以下	10,800	5,400
11	420,001 円以上 440,000 円以下	12,500	6,200
12	440,001 円以上 460,000 円以下	14,100	7,000
13	460,001 円以上 480,000 円以下	15,800	7,900
14	480,001 円以上 500,000 円以下	17,500	8,700
15	500,001 円以上 520,000 円以下	19,100	9,500
16	520,001 円以上 540,000 円以下	20,800	10,400
17	540,001 円以上 560,000 円以下	22,500	11,200
18	560,001 円以上 580,000 円以下	24,100	12,000
19	580,001 円以上 600,000 円以下	25,800	12,900
20	600,001 円以上 640,000 円以下	27,500	13,700
21	640,001 円以上 680,000 円以下	30,800	15,400
22	680,001 円以上 720,000 円以下	34,100	17,000
23	720,001 円以上 760,000 円以下	37,500	18,700
24	760,001 円以上 800,000 円以下	39,800	19,900
25	800,001 円以上 840,000 円以下	41,800	20,900
26	840,001 円以上 880,000 円以下	43,800	21,900
27	880,001 円以上 920,000 円以下	45,800	22,900
28	920,001 円以上 960,000 円以下	47,800	23,900
29	960,001 円以上 1,000,000 円以下	49,800	24,900
30	1,000,001 円以上 1,040,000 円以下	51,800	25,900
31	1,040,001 円以上 1,080,000 円以下	54,400	27,200
32	1,080,001 円以上 1,120,000 円以下	57,100	28,500
33	1,120,001 円以上 1,160,000 円以下	59,800	29,900
34	1,160,001 円以上 1,200,000 円以下	62,400	31,200
35	1,200,001 円以上 1,260,000 円以下	65,100	32,500
36	1,260,001 円以上 1,320,000 円以下	69,100	34,500
37	1,320,001 円以上 1,380,000 円以下	73,100	36,500
38	1,380,001 円以上 1,440,000 円以下	77,100	38,500
39	1,440,001 円以上 1,500,000 円以下	81,100	40,500
40	1,500,001 円以上	注 2 に規定する額	注 2 に規定する額

注 1 身体障害者が負担すべき額は, 対象収入額等による階層区分に応じ, 負担基準月額の欄に掲げる額とする。

- 2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。ただし、支援費基準額（身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成16年京都市告示第60号）により算定される額をいう。以下同じ。）を上限とする。

入所	$81,100 \text{円} + (\text{対象収入額} - 150 \text{万円}) \times 0.9 \div 12$
通所	$40,500 \text{円} + (\text{対象収入額} - 150 \text{万円}) \times 0.9 \div 12 \div 2$

- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項若しくは第18の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）の施行の際現に存する同令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。）の旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。）については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

- 4 この表において「対象収入額」とは、原則として、前年（1月分から6月分までの負担基準月額については、前々年）の収入額（社会通念上収入として認定するこ

とが適当でないものを除く。) から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第2

税額等による階層区分		負担基準月額 (円)		
		入所	通所	
A	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者	0	0	
B	A階層を除き、市町村民税を課されていない者	0	0	
C1	A階層及びB階層を除き、(市町村民税額)均等割のみ	1,100	500	
C2	所得割を課されていない者	1,100	500	
D1	A階層及びB階層を除き、所得割を課されている者	(所得税額)		
		20,000 円以下	2,500	1,200
D2		20,001 円以上 30,000 円以下	3,300	1,600
D3		30,001 円以上 40,000 円以下	4,000	2,000
D4		40,001 円以上 60,000 円以下	4,600	2,300
D5		60,001 円以上 80,000 円以下	5,100	2,500
D6		80,001 円以上 110,000 円以下	8,000	4,000
D7		110,001 円以上 140,000 円以下	9,300	4,600
D8		140,001 円以上 210,000 円以下	11,900	5,900
D9		210,001 円以上 280,000 円以下	14,500	7,200
D10		280,001 円以上 500,000 円以下	20,600	10,300
D11		500,001 円以上 800,000 円以下	27,100	13,500
D12		800,001 円以上 1,160,000 円以下	34,300	17,100
D13		1,160,001 円以上 1,650,000 円以下	42,500	21,200
D14		1,650,001 円以上 2,260,000 円以下	51,400	25,700
D15		2,260,001 円以上 3,000,000 円以下	61,200	30,600
D16		3,000,001 円以上 3,960,000 円以下	71,900	35,900
D17		3,960,001 円以上 5,030,000 円以下	83,300	41,600
D18		5,030,001 円以上 6,270,000 円以下	95,600	47,800
D19	6,270,001 円以上	支援費基準額	支援費基準額	

注1 身体障害者の扶養義務者 (身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じ

くすると認められる配偶者又は子（身体障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者に限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。

2 注 1 の規定にかかわらず、身体障害者の扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。

3 注 1 及び注 2 の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から身体障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 2 条第 1 項若しくは第 18 条の 2 第 1 項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3 年」とあるのは、「5 年」とする。

施設区分	入所後 3 年未満の者		入所後 3 年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000 円	16,000 円	53,000 円	26,500 円
身体障害者療護施設	96,000 円	48,000 円	96,000 円	48,000 円
身体障害者授産施設	32,000 円	16,000 円	53,000 円	26,500 円

4 この表において「市町村民税」とは、原則として、当該年度分（4 月から 6 月分までの負担基準月額については、前年度分）の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。）

をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 3 項の規定は適用しないものとする。

5 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、経済社会の変化等に対応して講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される、原則として、前年分（1 月分から 6 月分までの負担基準月額については、前々年分）の所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 2

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条

6 同一の者が施設訓練等支援及び居宅生活支援の 2 人以上の扶養義務者となる場合には、扶養義務者の利用者負担月額（居宅生活支援にあっては、既に居宅生活支援を利用している者については利用者負担額を算定する月の、新たに支給決定を受けようとする者については最初の月の支給量を基に推計して算定することとする。）が一番高い者分を負担することとし、それ以外は免除する。

7 扶養義務者が、既に他の社会福祉施設（施設訓練等支援の対象施設を除く。）の被措置者等の扶養義務者として費用徴収されている場合には、本制度による利用者負担額は、この表により計算した額から他の制度による費用徴収額を控除した額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 15 年度に提供された指定施設支援に係る利用者負担の額の算定及び平成 16 年度に提供された指定施設支

援に係る利用者負担の額の算定（平成15年分の所得税額の計算に係る部分に限る。）
については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健福祉部障害企画課）